

令和7年度いわき市放課後児童健全育成事業者指導監査実施計画書

1 基本方針

市の委託を受けている放課後児童健全育成事業者について、「いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日いわき市条例第33号）」（以下、「基準条例」）及び「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号）」に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準を維持するため、定期的に監査を実施する。

2 重点着眼事項

- (1) 開所時間については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻、子どもの放課後の状況や1日の生活、その他の地域の実情等を考慮して運営規程等で定めることとなっている。

よって、天災等やむを得ない事由がある場合を除き、運営規程等で定めている開所時間帯は開所する必要がある。

- (2) 職員配置の基準について、放課後児童支援員の数が適切に配置されていること。

- ① 市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上（うち1人は補助員でも可）を配置しなければならないと定められている。

これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、お昼時間を含め土曜日であっても同様である。（※児童が1人の場合でも、支援員は2人以上の配置が必要であり、原則として、開設時間中は、支援員が1人のみとなる時間帯があってはならない。）

- ② 第1・第2のように、複数のクラブを運営しているケースにおいて、例えば、利用児童の少ない土曜日や夕方の時間帯に、第1に集約して運営した場合、支援員を2人しか配置しなかったときは、第2については、開所日とすることはできない。

なお、集約した場合でも、4人以上配置したときは、第2についても開所日とすることができる。

- (3) 非常災害に対する消火器等の消火用具及びAED、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、計画に基づいた災害対応が行われていること。

- (4) 児童の安全を確保するための対策が講じられていること。

- ① 児童の安全の確保に関する計画の策定状況について（令和6年4月1日から策定が義務化されている。）

- ② 業務継続計画の策定状況について（令和5年4月1日から策定が努力義務化されている。）

- ③ 利用者に対し、自動車による運行を行う場合の安全管理の徹底について（令和5年4月1日から園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法によ

り園児の所在確認が義務化されている。)

3 実施計画

(1) 一般監査

実地監査を基本とし、原則2年に1回実施することとし、実施の1ヶ月前までに通知を行う。令和7年度に未実施の児童クラブは令和8年度に実施する。

なお、監査結果については、原則として実施後45日以内に文書により事業者の代表者等に通知する。

(2) 特別監査

一般監査の結果、特に問題があると認められた事業者のほか、特に必要があると認められる事業者に対し、随時実地監査を行う。

4 結果の管理

(1) 結果通知における指摘の区分

① 文書指摘

法令・通知等の違反が認められる場合は、文書で指導し、改善結果の報告を求める（報告期限は、原則として文書指摘を行った日から45日後とする）。

② 口頭指摘

法令・通知等の違反の程度が軽微である場合又は①の文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合。次回の監査において改善状況を確認する。「口頭」とはいうものの、事後の管理のため文書で通知する。

③ 助言

法令又は通知等の違反が無い場合でも、事業運営上必要があると判断される事項については、助言を行う。

(2) 改善指導に従わない場合（改善が図られない場合）

(1)①の指導を行い、定められた期限を経過しても改善が図られない場合（改善の内容に対して再度の見直しを指示した場合を除く）は、事業者の代表者等に対し必要な指導を行うものとする。

5 結果の公表

指導監査チェックシート、監査の結果及び事業者の代表者等からの是正又は改善措置の状況の報告については、公表するものとする。

6 スケジュール

時期	内容
4月上旬	指導監査実施計画書（監査基本方針及び重点着眼事項）の策定・通知、チェックシートの送付（市→事業者）、監査実施通知書の送付
4月下旬	チェックシートの提出（事業者→市）
5月～2月（10ヶ月）	監査の実施